

## 2 中心市街地の区域

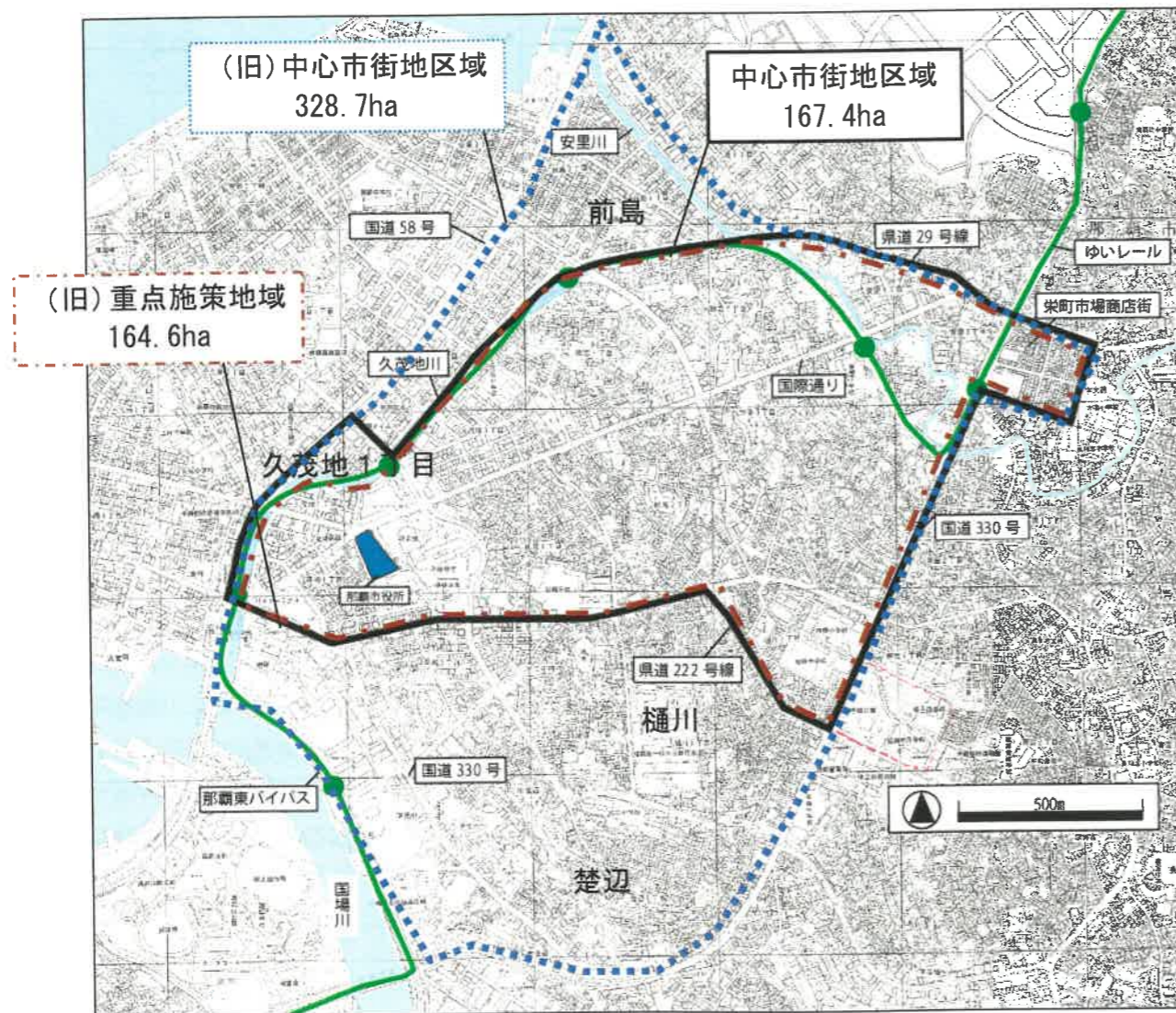
### (1) 区域設定の考え方

平成11年に策定した「那覇市中心市街地活性化基本計画」においては、「那覇市都市計画マスタープラン」における地域区分の一つである那覇中央地域に概ね該当する328.7haを中心市街地の区域とし、そのうち、特に重点的に整備を図る地域を重点施策地域(164.6ha)として設定していた。

その後、法律が改正され、『選択と集中』による活性化の取り組み推進や中心市街地の3要件(集積要件、趨勢要件、広域効果要件)が定められたことにより、(旧)中心市街地区域のうち、主に住宅地が占めている楚辺や樋川1丁目、前島1・2丁目等の地区は中心市街地の要件に合致しないこととなった。加えて、これらの地区では活性化事業の事業主体となり得る通り会等の組織活動も見られない状況である。

一方、(旧)重点施策地域には含まれていなかった久茂地1丁目の久茂地川以北の地区は、高度利用地区に指定され、今後民間活力による開発等が期待される重要な地区である。

よって、本基本計画においては、(旧)重点施策地域に久茂地1丁目の一部を加えた167.4haの区域を新たな中心市街地区域として設定する。



### (2) 中心市街地の区域

#### ①区域の境界

本市の中心市街地の区域は、本市の中核として、また沖縄県の県都としての広域的な都市機能や、業務・商業機能等が集積している167.4haの区域とする。

国際通りを骨格として、区域の境界は、東は「国道330号」と「栄町市場商店街」、南は「県道222号線(真地久茂地線)」、西は「国道58号」、北は「久茂地川」「県道29号線(那覇北中城線)」で囲まれた区域である。

#### ②那覇市全体に占める割合

中心市街地の面積(167.4ha)が、本市全体の面積(3,927ha)に占める割合は4.3%となっている。

#### (区域図)

